

めの計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする、

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第19条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設け、併せて、業務体制を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 事業所は、全ての従業者に対し、健診診断等を定期的に実施する。
- 3 事業所は、適切なサービスを提供する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、訪問型サービスに関する諸記録を整備し、その完結の日（当該訪問型サービスを提供した日をいう。）から5年間保存する。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人博愛会（社団）と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から改正する。